

健康保険委員をご登録ください

滋賀支部では、事業主や事務ご担当者を対象に、各事業所に1名以上、「健康保険委員」のご登録をお願いしております。ご登録いただくと、右のページのような様々な特典があり、令和6年5月時点で、滋賀支部では2,854名のご登録をいただいております。**費用の負担および、特別なお仕事が増えることはありません。**



健康保険委員 の役割

協会けんぽと従業員の皆様の窓口役として
滋賀支部からの広報物等の受取をお願いします。

登録メリットはこちら

健康保険委員登録届 (FAX送信票)

下記項目をご記入のうえ、FAXにてご提出ください
FAX 077-522-1138

事業所情報	事業所名称		
	事業所所在地	〒	
	電話番号		
登録いただく ご担当者様	保険証の 記号・番号	記号	番号
	フリガナ 氏 名		
メールマガジン配信用 メールアドレス(任意)	利用規約に同意の上、メールマガジンの配信を希望します。 @		

ご提供いただきました個人情報は厳重に管理し、健康保険委員に関する内容のみに使用します。
2名以上ご登録される際は、お手数ですが、この用紙をコピーいただきご利用ください。

メールマガジンの利用規約は
こちらからご確認ください。



既にご登録いただいている場合、再度のご提出は不要です。

よくあるご質問にお答えします

Q

健康保険委員の登録は強制ですか？

A

法律上の強制力はありませんが、平成26年度の法令改正により健康保険委員の設置に関する事項が法制化されました。協会けんぽと従業員の皆様の窓口役となる方を、各事業所に1名以上ご登録いただくようお願いしております。右のページのような限定特典もございます。この機会にぜひご登録をお願いいたします。



健康保険委員限定6大特典!

オススメ

健康教室の利用

様々な分野の健康づくりの専門家が事業所内もしくはオンラインでの講座を開催する、健康教室をご利用いただけます。(無料)

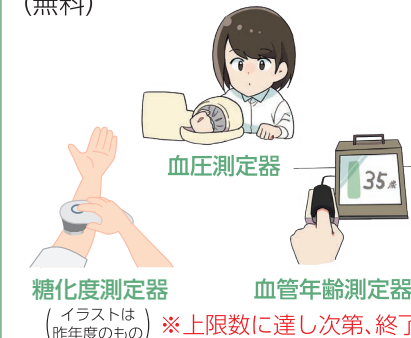


※上限数に達し次第、終了

オススメ

健康測定機器 の貸出

血圧測定器・糖化度測定器・血管年齢測定器の貸出を行います。(無料)



※上限数に達し次第、終了

委員専用広報紙の発行 健康経営事例集の進呈

定期的に、制度情報や健康づくりに役立つ情報を掲載した委員専用広報紙をお届けしています。(年6回)
また、優れた健康づくりを実践されている事業所の取組事例をまとめた冊子をお届けいたします!



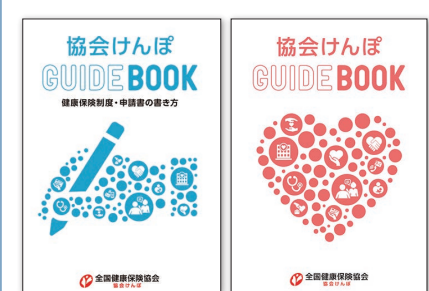
健康経営セミナー、事務講習会などの優先案内

健康保険制度全般にわたるセミナーや事務講習会を優先的にご案内いたします!(参加自由・無料)



事務手続ガイドブック・ガイダンスの進呈

健康保険制度や手続方法がよくわかる事務手続ガイドブックをお届けいたします!



ゆカード・ 対象施設での優待特典

県内約20か所の温浴施設で割引が受けられる「ゆカード」を差しあげます!



株式会社いずみ21が運営するイトマンスイミングスクール&フィットネスクラブの入会金が無料でご利用いただけます!

委員の交代・追加には届出が必要です

Q

退職した人宛てに健康保険委員に関する広報物が届いています。

A

委員の方が退職される場合、交代する場合は新しい委員の登録をお願いしています。

変更届の様式はこちらから



変更届見本

退任(退職)される方
と新しく登録される方
のお名前等をご記入の上、
協会けんぽへFAX
ください。

